

福田呼松第 1 排水機場整備事業
実施方針

令和 7 年 2 月 2 5 日

倉敷市

目 次

はじめに.....	1
第1 事業の概要.....	2
1 事業内容に関する事項.....	2
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1 審査及び優先交渉権者決定の手順.....	6
2 募集及び選定スケジュール.....	7
3 募集及び選定等の手続き.....	7
4 応募者の構成.....	11
5 応募者の備えるべき参加資格要件.....	13
6 提出書類の取扱い.....	19
第3 事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項.....	20
1 リスク分担方法等.....	20
2 事業者の責任の履行に関する事項.....	20
3 本市による事業の実施状況の監視（モニタリング）.....	20
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
1 敷地に関する各種法規制等.....	21
2 施設要件.....	21
3 整備対象施設の配置に関する事項.....	22
4 事業用地に関する事項.....	22
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	23
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	24
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	25
1 法制度上及び税制上の措置.....	25
2 財政上及び金融上の支援.....	25
3 その他の支援に関する事項.....	25
第8 その他事業の実施に関し必要な事項.....	26
1 議会の議決.....	26
2 応募に伴う費用負担.....	26
3 本事業において使用する言語、通貨単位等.....	26
4 情報公開及び情報提供.....	26
5 本市からの提示資料の取扱い.....	26
6 実施方針に関する問い合わせ.....	26
別紙1 計画地位置図.....	27
別紙2 施設配置図.....	28
別紙3 リスク分担表（案）.....	29

はじめに

倉敷市（以下「本市」という。）は、福田呼松第1排水機場（以下「本施設」という。）の更新にあたり、設計及び施工における責任の所在を明確にするとともに、民間事業者のノウハウや固有技術の活用による施設の性能・機能面の品質向上及びコスト縮減を図るため、設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式（以下、「DB方式」という。））を活用して整備を行う予定である。また、本施設の設計及び施工を行う事業者の募集及び選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、応募者を広く公募し、透明性及び公平性を確保しながら事業者選定を行う予定である。

また、本市は、福田呼松排水機場整備事業（以下、「本事業」という。）について、民間の経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。）に準ずる事業として実施する。

この実施方針は、本市が本施設の設計・施工を行う事業者を募集及び選定するにあたり、基本的な方針や必要となる事項を定め、公表するものである。また、実施方針とあわせて要求水準書（案）を公表する。

第1 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

福田呼松第1排水機場整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の種類

排水機場

(3) 公共施設の管理者名称

倉敷市長 伊東香織

(4) 事業の目的

本事業の対象施設である福田呼松第1排水機場は、隣接する福田呼松第2排水機場・第3排水機場と合わせた運用が行われている。

しかしながら、第1排水機場における現況の運転開始水位は第2排水機場・第3排水機場よりも高く設定されており運転の機会がほとんどなく、また、令和4年度に実施された機能診断調査及び耐震性能照査結果からも、施設の老朽化が激しく既設利用が困難な状況である。

また、平成25年度の排水解析により、福田呼松第1排水機場から第3排水機場では排水能力が不足していることから、対象機場はポンプ能力の向上が急務の課題とされている。

本事業は、福田呼松第1排水機場を対象に建替えを前提とした更新及び整備を行い、福田呼松第2排水機場、第3排水機場と併せて安定した排水能力を確保するため、設計・施工一括発注方式（DB方式）を活用して、福田呼松第1排水機場を整備するものである。

(5) 事業の基本方針

今後、福田呼松第1排水機場から第3排水機場までの更新整備・維持管理・運営を行うに当たり、本事業では福田呼松第1排水機場を対象に更新整備を行うことで、安定した排水能力を確保することを目的としている。

事業者には、排水機場の設計及び施工への深い理解と十分なノウハウや期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していることを求める。また、本事業は、「設計・施工一括発注方式」であるが、運転管理における安定性及び容易性、維持管理における効率性及び経済性を考慮した提案を行うことを求める。

(6) 事業の内容

① 対象施設

福田呼松第1排水機場

② 事業方式

本事業は、本市と契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）が、本市と本事業に係る設計・施工業務委託契約（以下「事業契約」という。）を締結し、本施設の設計及び建設を行った後、本市に施設を引き渡す設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施する。

③ 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりである。各業務の具体的な事項は、要求水準書（案）に示す。

区分	業務	概要
調査業務	測量業務	事業者の施設配置等の提案に伴い必要となる追加測量及び調査。
	土質調査業務	
	地下埋設物調査	
	周辺環境調査業務	工事着手前及び完成時（総合試運転時）に騒音、振動、臭気、交通、家屋、周辺通行人等の調査を実施する。
設計業務	詳細設計業務	本市で承諾された整備構想設計内容をもとに工事に必要な図書を作成する為の詳細設計を行う。
	設計に伴う他機関協議における補助業務	港湾協議 道路協議 消防協議 電力協議 施設管理者協議 等
	その他設計に伴う各種申請等の補助業務	計画通知書（建築物） 等
工事監理業務	工事監理業務	設計図書どおりに実際に施工がされているかについて工事監理を実施する。

区分	業務	概要
建設業務	土木工事	建設に必要な道路の切下げ拡幅（仮設）を含む。
	建築工事	建築付帯設備を含む。
	機械器具設置工事	排水施設用機械設備
	電気工事	排水施設用電気設備
	撤去工事	既設福田呼松第1排水機場における下記の範囲を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全撤去：建築施設、ポンプ設備、防塵設備、電気設備 ・ 残置：土木施設（吸水槽、吐出水槽、吐出樋管、外構）
	建設に伴う各種申請等の業務	計画通知書（建築物）等
	設備台帳作成	ポンプ施設、除塵機、送水管、吐出樋管等
	資産台帳作成	固定資産の分類毎とする。
	運転管理マニュアル作成	設備操作説明書とは別途に作成する。
その他	説明会等補助	本市が実施する住民説明会等の資料の作成及び説明会への出席、その他必要な補助。
	監査等への対応補助	監査等における本市への支援（資料作成含む）。

④ 事業者への支払い

本市は、事業契約締結時以降に、事業者からの請求がある場合は、前払金は、契約金額の10分の4以内とする。履行期間の2分の1を経過し、工程表により履行期間の2分の1を経過するまでに実施すべき当該業務が行われており、既に行われた当該業務に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当し、事業者からの請求がある場合は、中間前払金として契約金額の10分の2以内を支払う。また、契約時の協議により、年度毎の部分払い（出来高の10分の9以内）の上限額を設定することができる。本市は、事業完了後、契約金額から支払済みの前払金、中間前払金、部分払金の額を差し引いた額を支払う。

⑤ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり要求水準書（案）に示す関係法令等（法律、政令、

省令等) 及び本市の条例等 (条例、規則、告示、訓令等) を遵守すること。

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途本市と協議の上、適否について決定するものとする。

⑥ 事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール (予定) は、以下のとおりである。

日程 (予定)	内 容
令和7年11月下旬	仮契約締結
令和7年12月	事業契約締結・事業着手
令和10年度中	施設の引き渡し

⑦ 実施方針等の変更

実施方針及び要求水準書 (案) に示す各事項は、現段階での方向性を示すものであり、本市は、民間事業者からの意見を踏まえ、募集要項等の公表までに実施方針等の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を倉敷市総務局水島支所産業課のホームページ (以下、「本市ホームページ」という。) にて公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

本事業では、本施設の設計、建設等について、事業者の幅広い能力やノウハウを活かした効率的かつ効果的な事業実施が求められる。

したがって、事業者の募集及び選定にあたっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

1 審査及び優先交渉権者決定の手順

審査及び優先交渉権者の決定は、次のとおり行うものとし、詳細については、募集要項等に示す。

(1) 選定委員会の設置

本市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定する。本市は、選定委員会の審査により選定された結果をもとに、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

① 参加資格の確認

参加資格確認申請時に提出する書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格確認結果を参加者に通知する。

② 提案書審査

あらかじめ設定した事業者選定基準にしたがって、選定委員会において提案書等の審査を総合評価方式により行う。総合評価は、応募者の提出した提案内容及び提案価格について、評価項目ごとに得点化し、得点の合計が高い順に最優秀提案及び次点提案を選定し、以下得点の高い順に順位を決定する。

③ 応募者が1者の場合

応募者が1者であった場合も同様に参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

④ 優先交渉権者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び優先交渉権者の選定の過程において、応募者が無い、又はいずれの応募者も要求水準を満たさない等の理由により、本市が本事業を実施するこ

とが適当でないと判断した場合には、その旨を速やかに公表する。

⑤ 審査事項

審査事項は、募集要項等に添付する審査基準書にて提示する。

⑥ 審査結果

審査結果は公表する。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程（予定）	内 容
令和7年 2月25日	実施方針、要求水準書（案）の公表
令和7年 2月25日 ～3月11日	実施方針、要求水準書（案）に関する質問受付
令和7年 3月25日	実施方針、要求水準書（案）に関する質問に対する回答公表
令和7年 4月下旬	募集要項等の公表
令和7年 5月上旬	募集要項等に関する質問受付（第1回）
令和7年 5月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表（第1回）
令和7年 6月上旬	参加資格確認申請の提出締切
令和7年 6月中旬	資格審査結果の通知
令和7年 6月中旬	募集要項等に関する質問受付（第2回）
令和7年 6月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表（第2回）
令和7年 7月下旬	提案書の受付締切
令和7年10月	優先交渉権者の選定及び結果公表
令和7年11月	仮契約締結
令和7年12月	事業契約締結、事業着手

3 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを次のとおり行う。詳細については、募集要項等において示す。

(1) 説明会及び現地見学会

実施方針等に関する説明会、現地見学会は実施しない。

(2) 実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答の公表

実施方針、要求水準書（案）に記載の内容に関して、以下の要領で、質問・意見の受付及び回答の公表を行う。

① 受付期間

令和7年2月25日（火）から 令和7年3月11日（火）午後5時（必着）

② 受付方法

質問、意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見書」（様式1）に記入の上、電子メールでファイル添付（ファイル形式：Microsoft Excel）にて提出のこと。

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする）。

③ 提出先

倉敷市総務局水島支所産業課（メールアドレス・電話番号等は、「第8-6」を参照）

④ 回答の公表

実施方針、要求水準書（案）に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年3月25日（火）に本市ホームページで公表する。

なお、本市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(3) 関係資料の提供・配布

本事業への参加を希望する民間事業者に対し、以下に示す関係資料を提供・配布（以下、「配付」という。）する。関係資料の配付を希望する事業者は、次の要領で配付を受けること。これ以外による配付は行わない。

① 関係資料

・参考図（平面図・断面図等）

② 配付方法

③配付場所・連絡先にて関係資料を配付する。配付を受けるための事前予約を③配付場所・連絡先に電話で連絡して行うこと。資料の受け取りに際しては、本市ホームページより、実施方針に関する様式のファイルを入手し、「関係資料の配付に係る誓約書」(様式2)に記名押印をして本市に1部提出すること。また、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を職員に提示すること。

なお、本市が配付する資料について、訂正・追加がある場合は、希望する民間事業者にその旨連絡するものとする。

③ 配付場所・連絡先

倉敷市総務局水島支所産業課(場所・連絡先の詳細は、「第8 6」を参照)

④ 配付期間・時間

令和7年2月25日(火)から令和7年3月11日(火)午後5時まで
配付時間は、午前8時30分から午後5時まで

(4) 募集要項等の公表

募集要項、要求水準書、選定基準書、様式集及び事業契約書(案)等について、令和7年4月下旬を目途に本市ホームページで公表する。

(5) 募集要項等に関する質問の受付・回答

本市は、募集要項等に関する質問を受け付け、質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページにおいて公表する。質問の方法等は「募集要項」において提示する。質問の受付は募集要項公表後、提案書の受付までに2回を予定する。

(6) 参加資格審査書類の受付、参加資格確認結果の通知

本事業へ参加を希望する者から、参加表明書及び参加資格確認申請書(以下、「参加表明書等」という。)を受け付ける。参加表明書等は、参加表明書等提出期限日(以下、「参加資格確認基準日」という。)までに提出する必要がある。

本市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、参加資格確認基準日までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。参加資格確認結果は、参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準

日以降にそれぞれ通知する。

なお、資格確認の結果において参加資格があると認められた者であっても、本市に提出した書類等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(7) 競争的対話の実施

参加資格があると認められ、事業への参加を予定している者（以下、「応募者」という。）の提案内容について本市と応募者の相互の理解を深め、本市の意向と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないように、本市と応募者個別で対話を行うことを予定している。競争的対話の参加方法等は募集要項等に示す。

なお、競争的対話は非公開とし、競争的対話に参加した者の企業名は公開しない。また、対話内容や質問回答は、本市が必要と判断する場合を除き原則として非公表とする。

(8) 提案書の受付

応募者から、資格審査に必要な書類、本事業に関する価格提案及び事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書等の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、募集要項に示す。

(9) 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書について総合的に評価を行い、選定委員会の審査を経て、本市が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。審査の結果は応募者に通知するとともに、本市ホームページで公表する。

(10) 契約締結

本市と優先交渉権者は、事業実施の詳細条件を協議、調整し、受注候補者を決定する。その後、受注候補者から見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。なお、優先交渉権者との契約が成立しない場合には、次点候補者と事業実施の詳細条件を協議、調整の上、見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

4 応募者の構成

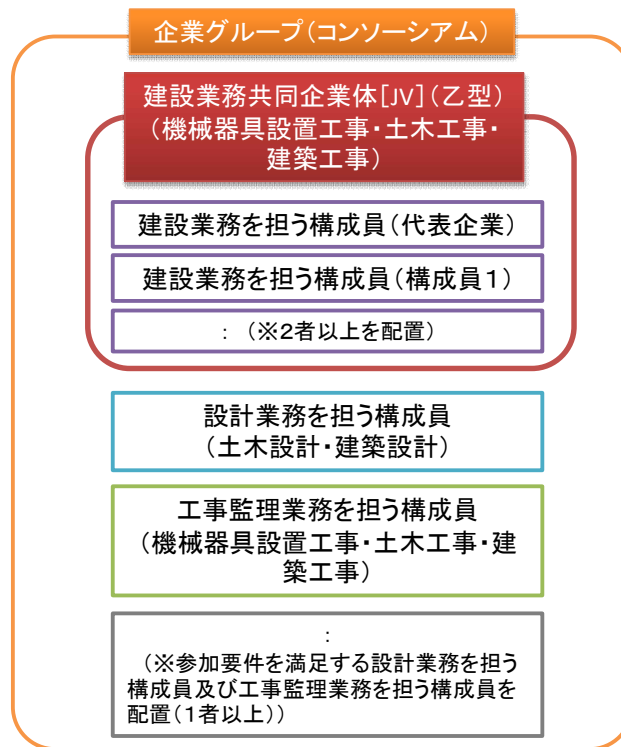
(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本市の求める本事業を遂行できる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の事業者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という）を含む企業グループとする。

応募者は、応募者を構成する法人等（以下、「構成員」という。）の中から、建設業務のうち機械器具設置工事または土木工事を行う共同企業体の第一構成員を代表企業と定め、連絡窓口となり手続き等を行うものとする。応募者は事業契約締結後、直ちに本事業の業務全てを総括する総括責任者を代表企業から選出し、配置すること。

各業務を担う構成員数の上限は任意とするが、建設業務は2者以上の共同企業体（JV）による分担施工方式とし、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。また、構成員に市内業者を1者以上含めること。

【応募者の構成】



※1者にて複数の業務を兼ねる場合は、該当する業務の資格要件を全て満たす必要がある。

※本施設の建設業務を行う者が本施設の工事監理業務を兼ねることはできない。

※建設業務は、2者以上の共同企業体（JV）による分担施工方式とし、代表企業は、機械器具設置工事の構成員または土木工事の構成員のいずれかとする。

※構成員のうち、市内業者を1者以上含めること。

(2) 代表企業等の明示

応募者の代表企業は、参加表明書により代表企業である旨を明示するとともに、参加表明書により構成員の企業名及び分担する業務について明らかにすること。

(3) 複数業務の実施

構成員は、1者にて複数の業務を兼ねる場合は、該当する業務の資格要件を全て満たすこと。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。「資本面において密接な関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできない。

(5) 応募者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなるときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に本市と協議を行い、本市が指定する書類を本市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更を認めることがある。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

本市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認する。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

② 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

本市は、提案審査書類提出日以降に応募者の構成員の一部が参加資格を喪失した場合で、応募者が構成員の変更（参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認する。

5 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員は、以下の（１）、（２）で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、参加資格を認めないものとする。

なお、本事業について選定委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

（１）共通の参加資格要件

応募者の全ての構成員は、次のアからサまでのいずれにも該当しない者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。
- ウ 清算中の株式会社である法人について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条1項若しくは第2項に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条1項若しくは第2項に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者。（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申し立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申し立てがなされている者。
- カ 課税されている全ての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を完納していない者。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び倉敷市暴力団排除条例（平成23年条例第45号）第2条第2号のいずれかに該当する者。
- ク 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行った者。
- ケ 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成13年倉敷市告示第276号）に基づく指名除外を受けている者。

コ 本事業のアドバイザー業務に関与した以下の者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。

- 八千代エンジニアリング株式会社
- 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

サ 本事業の「水島地区排水機場整備事業事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において次に掲げる事項に該当する者。

- 委員が発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。
- 委員が資本総額の50%を超える出資をしていること。
- 委員の所属する企業が、発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。
- 委員の所属する企業が、資本総額の50%を超える出資をしていること。
- 委員が役員又は従業員となっていること。

(2) 個別の参加資格要件

応募者は、それぞれ以下に掲げる各要件を備えていなければならない。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができるが、本施設の建設業務を行う者が本施設の工事監理業務を行う者を兼ねることはできない。

① 設計業務（土木設計）を行う構成員

設計業務のうち土木設計を行う者は、以下の要件を満たしていること。

ア 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第208号。以下「要綱①」という。）に基づく令和6年度測量、建設関係コンサルタント業務等業者名簿の土木設計において有効な入札参加資格を有すること。

イ 当該設計業務に主任技術者1名及び照査技術者1名、担当技術者を1名以上配置できること。

ウ 同種業務の履行実績を有していること。共同設計方式の場合は第1構成員としての実績に限る。分担設計方式の場合は構成員として、同種業務を履行していることとする。なお、当該実績は、平成22年4月1日以降に元請として業務を完了したものに限る。

エ 同種業務は、「農業水利施設の機能保全の手引き」、「土地改良設計指針」、「土地改良計画設計基準」等に準拠した排水機場の設計業務（基本設計又は詳細設計）とする。

オ 配置技術者に求める技術資格等に関して、本業務において配置する主任技術者、

照査技術者及び担当技術者に、次のいずれかの技術資格及び同種業務の実績を有することとする。

- ・技術士（農業部門：農業農村工学、上下水道部門：下水道、又は建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・R C C M（農業土木、下水道、又は河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・技術管理者（河川、砂防及び海岸・海洋部門、下水道部門、農業土木部門）
- ・農業土木技術管理士

② 設計業務（建築設計）を行う構成員

設計業務のうち建築設計を行う者は、以下の要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。かつ、募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない。）。
- イ アに所属する1級建築士の資格を有する技術者を担当技術者として配置できること。

③ 工事監理業務（機械器具設置工事）を行う構成員

機械器具設置工事の工事監理業務を行う者は、以下の要件を満たしていること。

- ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）における「河川、砂防及び海岸部門」「下水道部門」「農業土木部門」のいずれかの部門に登録していること。
- イ 当該工事監理業務に必要な知識・経験等を有する工事監理者を配置できること。
- ウ アに所属する下記のいずれかの資格を有する技術者を工事監理者として配置できること。
- ・技術士（農業部門：農業農村工学、上下水道部門：下水道、又は建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）
 - ・R C C M（農業土木、下水道、又は河川、砂防及び海岸・海洋）
 - ・機械器具設置工事の実務経験（主任技術者資格に加え、元請として請負代金額4,500万円以上の工事において、2年以上の指導監督的な実務経験）

④ 工事監理業務（土木工事）を行う構成員

土木工事の工事監理業務を行う者は、以下の要件を満たしていること。

- ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）における「河

川、砂防及び海岸部門」「下水道部門」「農業土木部門」のいずれかの部門に登録していること。

イ 当該工事監理業務に必要な知識・経験等を有する工事監理者を配置できること。

ウ アに所属する下記のいずれかの資格を有する技術者を工事監理者として配置できること。

- ・技術士（農業部門：農業農村工学、上下水道部門：下水道、又は建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・RCCM（農業土木、下水道、又は河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・1級土木施工管理技士

⑤ 工事監理業務（建築工事）を行う構成員

建築工事の工事監理業務を行う者は、以下の要件を満たしていること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。かつ、募集要項等の公表日から参加資格確認基準日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない。）。

イ 当該工事監理業務に必要な知識・経験等を有する工事監理者を配置できること。

ウ アに所属する1級建築士の資格を有する技術者を工事監理者として配置できること。

⑥ 建設業務を行う構成員

建設業務は、以下に示す2者以上の共同企業体による分担施工方式とし、それぞれ以下に掲げる要件を満たすものとする。

■代表構成員（代表企業）

以下の構成員のうち、構成員（機械器具設置工事）又は構成員（土木工事業）のいずれかとする。

■構成員（機械器具設置工事）

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていないこと（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共事業に係るものに限る。）。

イ 令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されていて、かつ、総合値が660点以上であること。

ウ 参加資格確認日において、契約締結先となる営業所等が建設業法（第3条第1項）の規定に基づく機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

エ 平成22年4月1日以降に元請として施工し、引き渡した請負金額6,000万円以上の機械器具設置工事の実績（共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって施工実績額とみなすものとする。なお、ここでの施工実績は国、地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した口径600mm以上のポンプを自ら製作し、据付した新設又は更新の機械器具設置工事に限る。

オ 当該工事に、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第4項の規定に基づく機械器具設置工事業に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。なお、工場製作のみが行われている期間と現場施工期間でそれぞれ別に技術者を配置する場合は、この工事の基準を満たす者に変更することができる。

■構成員（土木工事業）

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていないこと（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共事業に係るものに限る。）。

イ 令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式工事に登録されている市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）又は県内業者（岡山県内に本社又は本店を有する企業）で、総合値が980点以上であること。

ウ 参加資格確認日において、契約締結先となる営業所等が建設業法（第3条第1項）の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

エ 平成22年4月1日以降に元請として施工し、引き渡した請負金額4億円以上の土木一式工事の実績（共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって施工実績額とみなすものとする。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第4項の規定に基づく土木工事業に係る監理技術者を専任で配置できること。

■構成員（建築工事業）

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていないこと（当該営業停止命令の対象業

種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共事業に係るものに限る。)

- イ 令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）又は県内業者（岡山県内に本社又は本店を有する企業）であること。
- ウ 参加資格確認日において、契約締結先となる営業所等が建設業法（第3条第1項）の規定に基づく建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第4項の規定に基づく建築工事業に係る主任技術者を配置できること。

（3）地域経済への配慮

応募者は、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。

市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、審査基準において加点評価の対象とすることを想定している。

（4）参加資格要件の喪失

参加資格を有すると認められた応募者の構成員のいずれかの者が、参加資格確認基準日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 参加資格確認基準日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者の構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として失格とする。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、本市と協議の上、本市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。なお、構成員の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合にのみ認めることとする。
- イ 優先交渉権者決定日から契約の締結日までの間に、応募者の構成員のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、本市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、本市は一切責を負わない。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、本市と協議の上、本市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、本市は変更後の応募者と仮契約を締結できるものとする。なお、構成員の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合にのみ認めることとする。

6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表及びその他本市が必要と認める場合、本市は、事前に事業者と協議した上で、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担方法等

(1) 基本的考え方

本事業は、事業者による創意工夫等による本施設の効率的な整備を目指すものであり、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、本市及び事業者が適正に責任を分担する。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業で想定されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として「別紙3 リスク分担表(案)」に定めるとおりとし、具体的な事項については、募集要項等と併せて公表する事業契約書(案)において明らかにする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市又は事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担、方法については、「別紙3 リスク分担表(案)」によるほか、募集要項等の公表時にあわせて公表する事業契約書(案)において示す。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、信義にしたがって誠実に責任を履行するものとする。

なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金を納付するものとする(請負代金額の10%以上。保証金に代わる保証等も可とする。)

3 本市による事業の実施状況の監視(モニタリング)

本市は、要求水準書及び提案書にて規定された項目との整合を確認する目的でモニタリングを実施する。事業者は、業務の実施水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。モニタリングは、本事業における全業務で実施する。更に各業務途中においても、本市の指定する時点で実施する。モニタリング実施にあたって、事業者は実施時点までの業務について、要求水準書及び提案書内容について満足していることを、その根拠とともにとりまとめること。

本市は、モニタリングの結果、要求水準書及び提案書内容について、十分でないことが判明した場合には、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行うことがある。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

所在地	岡山県倉敷市呼松1丁目地内（別紙1・別紙2参照）
面積	約1,300㎡
都市計画区域	市街化区域内
用途地域	工業専用地域
防火地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
騒音規制	騒音規制法又は環境基準による
振動規制	振動規制法による
悪臭規制	規制なし
その他	都市計画法（昭和43年法律第100号）29条：開発行為等の協議 接道条件：道路（市道広江松江線）幅員11.9m 上下水道：なし 電気：中国電力線による需給 土砂災害警戒区域：指定なし 土砂災害特別警戒区域：指定なし 雨水は呼松遊水地へ排水する

2 施設要件

本事業における既存施設の概要は、以下に示すとおりである。現在の配置等については別紙2を参照のこと。

本事業の対象である本施設の設計、建設等の業務に関する項目等、詳細は、要求水準書において示す。

【既設の福田呼松第1排水機場の概要】

項目	概要等
施設名	福田呼松第1排水機場
所在地	岡山県倉敷市呼松1丁目地内
総事業費	56,500千円（建屋：29,900千円、設備：26,600千円）
造成年度	1968年～1970年（昭和43～45年）
経過年数	53年（2023年現在）
排水先	呼松港
排出量	φ800×84.0 m ³ /min×2台
施設構成	
土木施設	吸水槽、吐出水槽、吐出樋管、スクリーン・フラップ弁
建屋	R C造
施設機械設備	立軸軸流ポンプ（φ800mm、吐出量84 m ³ /min、全揚程2.4m×2台） 開放防滴かご形電動機（出力50kw、3相200V×2台） 電動バタフライ弁（φ800×2台）、他
電気設備	高圧受電盤、低圧盤、ポンプ盤、他

3 整備対象施設の配置に関する事項

整備対象施設の配置計画は、「1. 敷地に関する各種法規制等」に示す本事業の敷地内（既設第1排水機場を含む）とし、事業者の提案によるものとする。

なお、隣接する第2排水機場及び第3排水機場の機能については、工事期間中も維持することを原則とする。

4 事業用地に関する事項

事業者は、施設の設計・建設等の業務に必要な本事業の敷地内の範囲を無償で使用することができる。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する措置に従う。

また、本事業に関する紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ア. 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- イ. 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- ウ. 上記ア、イにより、本市が事業契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由の場合

- ア. 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- イ. 前号により事業契約が解除された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ア. 不可抗力、その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、本市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ. 一定の期間内に協議が調わないときは、本市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除することができる。
- ウ. 上記ア、イにより事業契約が解除される場合の措置については、事業契約の定めに従うものとし、具体的な内容については、募集要項等に示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、募集要項等公表時に示す設計・施工業務委託契約書（案）（以下、「事業契約書（案）」という。）に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制度上及び税制上の措置

本市は、PFI法に準じた法制上及び税制上の措置等を予定していない。

2 財政上及び金融上の支援

本市は、PFI法に準じた財政上及び金融上の支援は予定していない。

なお、本事業は、地方債の活用を予定している。

3 その他の支援に関する事項

本事業を行うために必要な土地は本市の行政財産であり、本市はこれを事業者は無償で使用させる。また、本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に協力する。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

債務負担行為に関する議案は、令和7年2月定例会に提出する予定である。また、事業契約の締結に関する議案は、令和7年12月定例会に提出する予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用については、全て応募者の負担とする。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、倉敷市情報公開条例（平成10年条例第5号）に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、本市ホームページ等を通じて適宜行う。

5 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供・配布する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

6 実施方針に関する問い合わせ

倉敷市総務局水島支所産業課（担当：瀬戸、山口、大塚）

〒712-8565

岡山県倉敷市水島北幸町1-1

電話：086-446-1113 Fax：086-446-1143

電子メール：indust-mz@city.kurashiki.okayama.jp

ホームページ：https://www.city.kurashiki.okayama.jp/sangyo-mz/

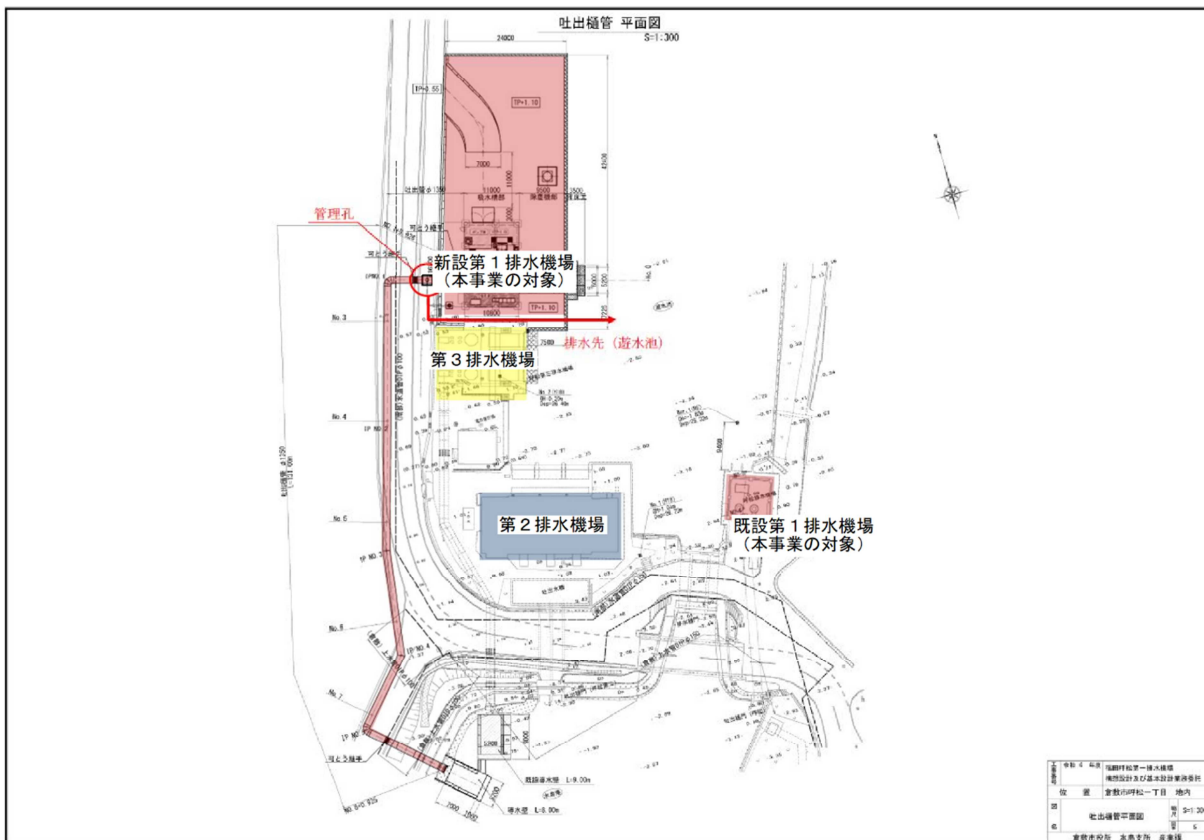
別紙 1 計画地位置図

名称	福田呼松第 1 排水機場
住所	倉敷市呼松 1 丁目地内



出典：(C) NTT インフラネット株式会社, DigitalGlobe Inc.

別紙2 施設配置図



出典：倉敷市資料（一部加筆）

別紙3 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	事業者	
共通	公募資料リスク	1	事業者公募資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等	○		
	応募リスク	2	応募費用の負担		○	
	契約締結(未締結・遅延)リスク	3	本市の事由により契約が結べない、または遅延によるもの	○		
		4	事業者の事由により契約が結べない、または遅延によるもの		○	
	支払遅延・支払不能リスク	5	本市の支払いの遅延又は不能	○		
	制度変更リスク	行政リスク	6	本市の事業方針の変更によるもの	○	
		法令変更リスク	7	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
			8	上記以外のもの		○
		税制変更リスク	9	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす税制度の新設、変更に関するもの(消費税等)	○	
			10	上記以外のもの		○
	許認可取得遅延リスク	11	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○		
		12	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○	
	社会リスク	住民対応	13	事業実施そのものに関する住民対応(反対、訴訟等)	○	
			14	事業者が実施する業務に関する住民対応		○
		環境問題リスク	15	本市の業務に起因するもの(有害物質排出、振動・騒音・臭気等)	○	
			16	事業者が実施する業務に起因するもの(有害物質排出、振動・騒音・臭気等)		○
		第三者賠償	17	本市の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			18	事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
		第三者からの損害	19	本市の帰責事由により第三者から与えられた損害	○	
			20	事業者の帰責事由により第三者から与えられた損害		○
	経済リスク	物価変動リスク	21	物価変動によるもの	△ ※1	○ ※1
		金利変動リスク	22	金利変動によるもの		○
本事業の中止・債務不履行リスク	23	本市の責めに帰すべき事由によるもの(本市の債務不履行、議会の不承認によるもの等)	○			
	24	事業者の責めに帰すべき事由によるもの(事業者の事業放棄、破たんによるもの等)		○		
不可抗力リスク	25	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然又は人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○ ※2	△ ※2		
情報漏洩リスク	26	本市の帰責事由によるもの	○			
	27	事業者の帰責事由によるもの		○		
業務実施企業等に関するリスク	28	業務を委託し、又は請け負わせる企業(業務実施企業)その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○		
本市の関連業務に関するリスク	29	本市が本事業に関連して別途発注する業務において本市が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任	○			
要求水準未達リスク	30	建設された施設・設備が要求水準を下回った場合など業務要求水準の不適合によるもの		○		
議会リスク	31	議会不承認に関するもの	○			

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	本市	事業者
設計段階	設計リスク	測量・調査リスク	32	本市が実施した測量・調査・業務に関するもの	○	
			33	事業者が実施した測量・調査・業務に関するもの		○
		設計変更リスク	34	本市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
			35	事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○ ※3
施工段階	建設リスク	用地リスク	36	募集時に提示した地質調査結果等の誤り等により、工法、工期等に変更が生じるもの	○	
		工事着工・完了の遅延	37	本市の指示等により契約期日までに施設が着工・完工しない場合	○	
			38	事業者の帰責事由により契約期日までに着工・完工しない場合		○
		工事費増大リスク	39	本市の帰責事由による工事費の増加	○	
			40	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
		性能未達リスク	41	検査等において性能未達が発見された場合		○
		契約不適合責任リスク	42	施設の契約不適合が発見された場合及び契約不適合により施設の損傷等が発生した場合		○ ※4
		設備機器・備品等納品遅延リスク	43	事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○ ※5
		施工監理リスク	44	施工監理に関するもの		○
施設の損害リスク	45	完工前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、または事故による第三者への賠償等に関するもの		○		
契約終了	移管手続き	46	事業期間終了に伴う業務移管等に関するもの		○	

○:リスクの負担者又は主たるリスクの負担者、△:従たるリスクの負担者

- (※1) 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、調整する。より詳細な調整方法については、事業契約書(案)において提示する。
- (※2) 不可抗力事由により、本市に追加費用その他損害が発生した場合、本市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書(案)において提示する。
- (※3) 本市の提供資料等と現場条件に相違がある場合は、事業者は本市に相違内容を提示し、必要な協議を行ったうえで、原則として現場の状況に応じて施工するものとし、この場合において、事業者による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合、及び損害が発生した場合には事業者の責任とし、それ以外の場合には本市が合理的な範囲で追加費用を負担する。
- (※4) 施設の契約不適合及び契約不適合による損害については、契約不適合責任期間内に明らかになったものについては事業者の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をするものとする。契約不適合責任期間等の詳細は事業契約書(案)において提示する。
- (※5) 事業者の帰責事由によらないと認められる場合は、事業者は本市に内容を提示し、必要な協議を行った上で、工期延期について本市が合理的な範囲で(契約)対応する。